

## 保険・年金

### 会社都合等により離職された方は国民健康保険料が軽減されます

リストラなどで職を失い、離職日時時点で65歳未満の方は、申請により国民健康保険料が軽減されます。

▷**対象** 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する方（特例受給資格者【特】・高齢受給資格者【高】は除く）

▷**軽減内容** 前年の給与所得を100分の30として保険料を計算

▷**軽減期間** 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末

※就職後すぐに離職し、雇用保険の受給資格が発生しない方で、前回の離職が軽減対象の離職コードに該当し、前回の雇用保険の残日数分を受給する方についても、軽減の対象となる場合があります。詳しくは、下記へお問合せください。

▷**必要な物** 雇用保険受給資格者証（原本）、対象者と届出人のマイナンバーが確認できる物、本人確認書類（運転免許証等）

▷**問合せ** 国民健康保険課（区役所2階⑫番）TEL (5246) 1252

### 5年度後期高齢者医療保険料（暫定分）の通知を4月中旬までにお送りします

今回の通知は、3年中の所得金額をもとに暫定的に決定したものです。確定した保険料の通知は、5年度の住民税が確定した後に再計算し、7月中旬に送付する予定です。

●**普通徴収の方**  
4～6月分の保険料額のお知らせです。毎月納期限までに納付書が口座振替で保険料を納めてください。

●**特別徴収の方**  
4・6・8月に年金から差し引かれる保険料額が2月の金額と変わる方にのみ送付します。

▷**問合せ** 国民健康保険課後期高齢者保険係 TEL (5246) 1491

### 退職等で職場の健康保険をやめる方は、国民健康保険の加入手続きが必要です

▷**手続きに必要な物** 職場の健康保険をやめた証明書、本人（届出人）の確認ができる物、加入する方全員と届出人のマイナンバーが確認できる書類

※代理人（住民票上、別世帯の方）が届出をする場合は、委任状が必要です。

▷**届出場所** 区役所、区民事務所・同分室（地区センターでは受付できません）

※郵送での手続きを希望される方は、書類を郵送しますので、下記へご連絡ください。

●**届出は14日以内をお願いします**

届出が遅れると、資格が発生したとき（加入の届出日ではない）まで最長2年度さかのぼって保険料がかかります。なお、さかのぼって加入した期間の医療費は、原則として全額自己負担になります。

※会社の保険が切れていないと、国民健康保険証は発行できませんのでご注意ください。

▷**問合せ** 国民健康保険課（区役所2階⑫番）TEL (5246) 1252

### ～65歳以上の方へ～5年度介護保険料（仮決定）の納入通知書を4月上旬にお送りします

今回の通知は、3年中の収入等をもとに仮決定したものです。本決定の通知は、5年度の住民税が確定した後に再計算し、7月上旬に送付する予定です。

●**普通徴収（納付書による納付、または口座振替）の方**

4～6月分の介護保険料額のお知らせです。毎月の納期限までに同封の納付書、または口座振替で納めてください。スマートフォンによる納付（モバイルレジ、LINE Pay、PayPay）も可能です。

●**特別徴収（年金天引き）の方**

4・6・8月分の天引き額は、原則として5年2月分と同額のため、天引き額が変わる方にのみ送付します。ご自身で納める必要はありません。

▷**問合せ** 介護保険課 TEL (5246) 1246

## 子育て・教育

### 高等学校等への進学者に対して入学にかかる費用の一部を助成します

経済的な事由により児童を高等学校等（高等学校・専修学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部・高等専門学校・各種学校の一部など）に進学させることが困難な方に対して、入学にかかる費用の一部を助成します。

▷**対象** 4月1日時点において以下の要件を全て満たしている方 ①4年度に中学校を卒業し、5年度中に高等学校等に進

学する児童の保護者 ②対象児童および保護者が区内に住所を有している

③保護者全員の4年度の住民税が非課税 ※児童扶養手当を受給している場合は課税であっても対象

④生活保護を受給していない

▷**支給額（対象児童1人あたり）** 保護者全員の4年度の住民税が非課税の場合は8万円、児童扶養手当受給者で4年度の住民税が課税の場合は4万円

▷**提出書類** 奨学金支給申請書兼請求書、在学証明書（原本）または学生証の写し、4年度住民税課税証明書（受給者および配偶者のもの。4年1月1日現在、区外に住民登録があった方のみ）

▷**申請期間** 4月3日（月）～6月30日（金）  
※対象者には、4月下旬に申請書を送付します。区が児童手当または児童扶養手当を支給していない方には送付しません。

▷**問合せ** 子育て・若者支援課（区役所6階⑥番）TEL (5246) 1232

### 4月から子ども医療費助成制度の対象を高校生等に拡大します

申請が必要な方には12月20日に手続きをご案内しています。手続きがお済みでない方は申請をお願いします。

※申請締切日までに申請された方の医療証は3月17日より順次郵送しています。到着までしばらくお待ちください。

※制度について詳しくは、区HP（右記二次元コード）でご確認ください。

▷**問合せ** 子育て・若者支援課 TEL (5246) 1232

## 住宅まちづくり

### 4月1日（土）からペットコミュニティエリアの利用条件が変わります

▷**主な変更点**  
・犬の大きさについての条件がなくなりま

す（犬の大きさに応じてエリアを区分します）。

・区外在住の方も利用できるようになります。

・利用には事前の登録が必要です。初回登録の際には、エリアを安全、快適に利用するために必要な映像による講義をご覧ください。

・パソコン、スマートフォンによる電子申請ができるようになります。

・登録とは別に現地での実技講習を開催します。受講をお願いします。

※詳しくは区HP（右記二次元コード）をご覧ください。

▷**問合せ** 公園課 TEL (5246) 1321



### マンションの耐震化助成

区では、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された分譲・賃貸マンションに対し、費用の一部を助成しています。

▷**助成対象者** 分譲マンションの管理組合または管理組合法人・賃貸マンション所有者（個人・中小企業者）

▷**助成対象マンション** 非木造の耐火・準耐火の建築物で、住戸面積が1/2を超えるもの

▷**助成額**

・耐震アドバイザー派遣 1回の派遣につき、2万円以内

・耐震診断・補強設計・耐震改修工事 助成対象費用の2分の1（延べ面積に応じて限度額あり）

▷**問合せ** 住宅課 TEL (5246) 9028

## 見たい! 知りたい! 離乳食&幼児食のこと

●**離乳食・幼児食動画を配信中!**  
離乳食初期～後期、幼児食の進め方とポイントに関する20分番組を配信しています。下記二次元コードのページからご覧いただけます。離乳食・幼児食の時期やそれぞれの悩みに合わせて、各動画にアクセスしてみてください。



問合せ 台東保健所保健サービス課 TEL (3847) 9440

## 育児相談（予約制）

4月から各育児相談で、保護者の方や子供同士の交流を再開します。新型コロナウイルス感染対策のため、原則予約制で実施しています。母子手帳をお持ちください。また体調不良の際は、利用をお控えください。詳しくは、区HPをご確認ください。

●1～3か月児の育児相談

日時	場所
4月18日（火）午後1時～3時30分	浅草保健相談センター
4月19日（水）午後1時30分～3時30分	台東保健所

●育児相談（対象は1歳5か月までの子供）

日時	場所
4月4日（火）午前10時～11時30分	日本堤子ども家庭支援センター谷中分室
4月6日（木）午前10時～11時30分	日本堤子ども家庭支援センター
4月12日（水）午前10時～11時30分	台東子ども家庭支援センター
4月14日（金）午前10時～11時30分	寿子ども家庭支援センター
4月18日（火）午前9時30分～11時30分（※）	浅草保健相談センター（予約不要）
4月19日（水）午前9時30分～11時30分（※）	台東保健所（予約不要）

（※）受付時間午前9時30分～10時30分にお越しください。

●とことこ育児相談（対象は1歳6か月以上の子供）

日時	場所
4月19日（水）午前9時30分～11時	浅草保健相談センター
4月25日（火）午前10時～11時30分	台東保健所

申込み・問合せ 浅草保健相談センター TEL (3844) 8172  
台東保健所保健サービス課 TEL (3847) 9497